

□議員名：福田勝政

1 鉱害の対策について

論点	石炭採掘跡が原因で起こる陥没や沈下、いわゆる「鉱害」の被害状況はどうか。
回答	県では1996年に石炭鉱害の終了宣言が、また2002年に臨時石炭鉱害法が廃止された。しかし、地表から深さ50メートル以内の石炭採掘跡、坑道等の崩壊が原因で起こる「浅所陥没」と呼ばれる特定鉱害が現在も発生している。過去5年分の浅所陥没は、2017年から16件、10件、8件、10件、5件報告を受けている。

論点	土地の陥没や傾斜など、鉱害が疑われる場合、どのような手続きを経て採択、不採択が決まるのか。
回答	市の農林水産課が現地確認し、鉱区担当に報告、現地立会后、審査され認否を報告。

論点	有帆農地には危険な陥没が放置されているのはなぜか。
回答	現地は田だが、現時点では耕作を行っていないので公用阻害がないとの判断から不採択となっている。今後耕作を行うことを確約した場合には、鉱害として採択し復旧工事を行うと所有者に伝えてある。現状としては、陥没箇所は2か所あり、所有者がロープ等の危険防止を行っている。

論点	同地区の自治会館の復旧工事が行われているが、鉱害認定されたのか。
回答	現地調査の結果、特定鉱害として採択され、2009年頃に山口県採石協会が復旧工事をしている。詳細については、市での保存期間が過ぎたため確認ができない。

論点	同地区自治会館近辺のA様邸、2004年に新築住宅を建てしばらくは何の異常もなく暮らしていたが、2014年から市道有帆大休線工事が始まり、2019年頃から家が傾きだし現在は住めない状
----	--

	態である。市ではどのような対応をしているのか。
回答	市としては、無資力鉱区ということで採石協会に連絡し、3回現地調査を行っている。また中国経済産業局と県で共同調査をしたところ、地表面に陥没はなく鉱害には該当しないとの判断が下されている。

論点	市民の財産、生命を守る責務がある市としてできることはないのか。
回答	災害や特定鉱害など、救済制度がある場合、市は必要なサポートや助言を行っている。今後も引き続き対策を講じていく。

2 通学路の安全対策について

論点	通学路の安全確保を進める補助事業である国の防災安全交付金を活用した整備状況はどうか。
回答	中学校区ごとに、学校関係者、警察、道路管理者が一体となり、通学路の安全対策に特化した事業「山陽小野田市通学路交通安全プログラム」を策定している。危険度に基づき、各校区に整備を進めている。